

目 次

情報公開制度

平成 22 年度情報公開制度の運用状況

1	情報公開請求の概要	1
2	公開手数料等の歳入	3
3	情報公開請求件数	4
4	情報公開請求の所管別内訳	5
5	情報公開請求の状況	6

情報公開運営審議会の状況

1	情報公開運営審議会委員	61
2	審議会の開催内容	61

	情報コーナーでの刊行物販売	62
--	---------------	----

個人情報保護制度

平成 22 年度個人情報保護制度の運用状況

1	個人情報保護制度の概要	64
2	写しの作成費用等の歳入	66
3	個人情報保護に関する条例運用状況	66
(1)	個人情報に係る業務の新規届出	66
(2)	個人情報に係る業務の変更・廃止届出	67
(3)	個人情報に係る本人以外収集の諮問	68
(4)	個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問	68
(5)	個人情報に係る目的外利用の諮問	68
(6)	個人情報に係る外部提供の諮問	68
(7)	通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問	68
(8)	請求受付件数	70
(9)	請求に対する決定	70
(10)	不服申立て件数	70
(11)	不服申立てによる決定件数	70
(12)	外部委託処理に係る諮問	71
4	個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数	74

5	個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳	75
6	個人情報の開示・訂正等請求の状況	76
7	個人情報不服申立て一覧	87

個人情報保護運営審議会の状況

1	個人情報保護運営審議会委員	88
2	審議会の開催内容	89
3	審議会規則の改正	90

情報公開・個人情報保護不服審査会

情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

1	情報公開・個人情報保護不服審査会委員	91
2	審査会の内容	91
3	不服審査会への諮問の状況	91
4	答申の状況	91

個人情報保護制度

平成22年度個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の概要

個人情報保護制度とは、個人の人格的権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的としています。

平成22年度の開示等請求数は24件で、前年度の20件から4件増加しました。今年度の請求の半数近くが、「自分の住民票・戸籍証明書・印鑑登録証明書を自分以外の誰かが取得していないか調べてほしい」というものでした。

(1) 個人情報(条例第2条第1号)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、個人が識別され又は識別され得るものであり、実施機関が保有する公文書に記録されたものをいいます。

「個人に関する情報」とは、住所、氏名、性別、生年月日はもとより職業、電話番号、国民年金手帳や国民健康保険証の番号、個人の思想・信条、身体的特性、健康状態、成績、財産、収入状況、家族状況など個人の属性に関する全ての情報が該当します。

(2) 個人情報を取り扱う市の実施機関(条例第2条第3号)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の全ての実施機関が、統一的な基準で取り扱うこととしています。

(3) 個人情報の収集制限と届出制度(条例第5条～第6条)

直接収集の原則

個人情報の収集をするときは、本人から直接収集することが原則となっています。

必要最小限の収集

個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、法令等に基づく届出、申告等必要最小限の範囲で、適法かつ公正に収集することになっています。

要注意情報の収集禁止

宗教等に関する個人情報、表現の自由に関する個人情報、社会的身分に関する個人情報、犯罪及び懲罰に関する個人情報、その他個人的な秘密を侵すおそれのあるものに関しては原則として収集できません。

業務の届出

実施機関が新たに個人情報に係る業務を開始しようとするときは、業務の名称、開始年月日、利用目的、対象となる個人の範囲、記録項目、保存方法、保存期間を市長に届け出て承認を得なければなりません。市長は届出を承認したときは、個人情報保護運営審議会に報告し、告示のうえ、総務課(情報コーナー)で保管・公表するものとしています。

(4) 個人情報の利用等の制限(条例第7条・第9条・第10条・第22条)

目的外利用及び外部提供の制限

個人情報は、原則として本来の収集目的以外で利用することはできません。目

外的利用ができるのは、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、法令等に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由があるとき等に限られます。

市の実施機関以外への情報提供も、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、本人の生命等に対する危機回避の必要があるとき、国・独立行政法人等への提供で、法令に定める事務の遂行に必要な限度で利用されるとき等を除き行うことができません。

電子計算機による事務処理の禁止

個人の思想、信条、差別の原因となる情報、犯罪及び懲罰に関する情報といった個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報、電子計算機処理ができません。

通信回線による電子計算機の結合による外部提供の制限

通信回線に電子計算機を結合して個人情報を外部提供するときは、法令に特別な定めがあるとき、本人の同意を得たときを除き、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければなりません。

外部委託の制限

個人情報を取扱う事務を外部に委託しようとするときは、あらかじめ委託内容や条件について運営審議会の意見を聴くことが必要で、契約の際には個人情報について必要な措置(秘密保持の義務、第三者への情報提供禁止等)を講じなければなりません。

受託者も、受託した業務の個人情報を複製や加工等をしてはならないほかに、受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用してはならないことを規定しています。

(5) 自己情報に関するコントロール権(条例第11条・第12条・第13条・第14条)

市民は、市が保有している自己に関する情報に関して次の請求権が認められています。請求は総務課情報公開係で受け付けます。

開示の請求

自己に関する情報の開示請求をすることができます。

訂正の請求

自己に関する情報に誤りがあるときは、訂正請求をすることができます。

消去の請求

自己に関する情報が収集の制限を越えて収集されたときは、消去請求をすることができます。

目的外利用及び外部提供の中止の請求

自己に関する情報が制限を越えて目的外利用及び外部提供されたときは、目的外利用及び外部提供の中止請求をすることができます。

(6) 救済措置(条例第19条)

自己情報の開示、訂正、消去及び目的外利用・外部提供の中止の各請求に対する市の決定について不服のある場合は、実施機関に対して行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができます。

不服申立てがあった場合、実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

2 写しの作成費用等の歳入

条例第18条により、個人情報の開示に係る手数料は無料となります。写しの作成及び送付に要する実費徴収額として、請求者から納付された金額は下記のとおりです。

写しの作成及び送付に要する実費として納付された額

種 別	金 額 (円)
作成費用 (白黒コピーでA3まで1枚10円。その他のサイズは作成代の実費)	6,520
送付費用(郵送代の実費)	0
合 計	6,520

3 個人情報保護に関する条例運用状況

(1) 個人情報に係る業務の新規届出(条例第5条第1項) 2件

No.	事業の名称	業務開始年月日	所管課名
1	後期高齢者医療制度の運営業務	平成20年4月1日	保険年金課
2	女性相談業務	平成22年4月6日	生活文化課

(2) 個人情報に係る業務の変更・廃止届出(条例第5条第2項)

4件

No.	事業の名称	利用目的・対象者等の変更	追加された記録項目	廃止された記録項目	廃止・変更の理由	廃止・変更年月日	所管課名
1	福 老人医療費助成制度関係業務				福 老人医療費助成制度が廃止されたため	廃止 H19.6.30	保険年金課
2	臨時生活給付金支給業務				単発の事業であり、H22.3.31 をもって業務が終了したため	廃止 H22.3.31	国際・男女共同参画課
3	保育所運営業務		子どもたちの育ちに関わる事項、養護に関わる事項、子どもの健康状態等、教育に関わる事項、就学先		公私立の認可保育所において、在籍児童の様子を「保育所児童保育要録」に記録し、写しを就学先の小学校へ送付するようになったため	変更 H22.4.1	子ども育成課
4	新型インフルエンザ予防接種費用負担措置に伴う事業	記録対象者の範囲の「市内接種者のうち、生活保護世帯は生活福祉課で無料券交付」の記載を削除	接種日、申請日、受領日、受領金額	健康状態、傷・病歴、接種予定日	申請者に無料接種券を交付し、それを持って病院で接種を受ける方式を廃止し、接種後の助成金の申請に統一したため	変更 H22.10.1	健康課

- (3) 個人情報に係る本人以外収集の諮問(条例第6条第1項第5号) 0件
- (4) 個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問(条例第6条第2項) 0件
- (5) 個人情報に係る目的外利用の諮問(条例第7条第1項第4号) 0件
- (6) 個人情報に係る外部提供の諮問(条例第7条第2項第6号) 0件
- (7) 通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問(条例第10条第3号) 1件

No.	諮問件名	提供先	外部提供する個人情報	外部提供理由	諮問年月日	答申	所管課名
1	診療報酬等のオンライン請求システム導入に伴うオンライン結合による外部提供	東京都社会保険診療報酬支払基金	診療報酬明細書等(レセプト)の再審査請求情報 公費負担の受給者番号 受給者氏名、性別、生年月日 傷病名、医療機関名、診察開始日、診療実日数、診療報酬請求点数、一部負担金額 本人・家族、入院・外来の別	生活保護受給者等が医療機関を受診すると医療機関がレセプトという書類を作成し、「東京都社会保険診療報酬支払基金」を通じて市に送付される。市はレセプトの内容点検を委託で行い、内容に疑義があった場合はレセプトを支払基金に戻して再審査を求める。 厚生労働省はレセプトの電子化を進めており、平成19年3月より支払基金がオンライン請求システムを通して保険者である市に診療報酬等の請求を行うこと	H23.2.16	継続 審議	生活福祉課

				<p>が可能となった。オンライン請求システムは、保険医療機関・薬局と審査支払機関、保険者(市)を全国規模のネットワーク回線で結び、レセプトデータをオンラインで受け渡すシステムである。本システムを導入し、支払基金と市の間でレセプトデータ及び受給者情報等を送受信することにより、点検事務の効率化が図れる。</p>			
2	<p>診療報酬等のオンライン請求システム導入に伴うオンライン結合による外部提供(再諮問)</p>	同上	同上	同上	H23.2.23	可	生活福祉課

(8) 請求受付件数(条例第11条第1項、第12条、第13条、第14条) 26件

個人情報の開示等の請求	26件
同 訂正の請求	0件
同 消去の請求	0件
同 目的外利用・外部提供中止の請求	0件

(9) 請求に対する決定(条例第16条) 26件

開示件数	11件
部分開示件数	6件
非開示件数(個人情報不存在を含む)	9件
存否応答拒否件数	0件
取下げ件数	0件

(10) 不服申立て件数(条例第19条第1項) 1件

「7 個人情報不服申立て一覧」を参照

(11) 不服申立てによる決定件数(条例第19条第2項) 0件

(12)外部委託処理に係る諮問(条例第22条第1項)

12件

No.	諮問件名	委託先	委託内容	諮問年月日	答申	所管課名
1	期日前投票受付業務委託	選挙ごとに競争入札方式により選定	投票者数の増加と職員数の削減のため適正かつ円滑な実施が困難となっていた期日前投票受付事務を外部委託する。(平成17年度から外部委託していたが、諮問から漏れていたため今回諮問するもの)	H 22.4.19	仕様書の修正を条件に可	選挙管理委員会事務局
2	介護保険事業者に対する 実地指導事務の一部委託	財団法人東京都福祉保健財団(特命随契)	平成18年4月の介護保険法の改正により、都道府県に指定権限がある介護サービス事業者等についても保険者である区市町村が指導検査を行うことができるようになった。しかし、所管課の限られた人員体制で定例的に実地指導を行うことは容易でないため、実地指導事務の一部を委託する。	H 22.4.19	可	高齢介護課
3	公有財産台帳整備業務委託	(株)パスコ 東京支店(競争入札)	新地方公会計制度の導入に向け、既存の紙ベースの公有財産台帳を電子データ化し、精度を高めるために課税データ・地番図データと照合する。さらに売却可能な資産候補地について現地調査を行うことで、市の保有する資産情報の的確な把握と各種集計の効率化を図る業務である。国の緊急雇用創出事業の一環として民間に業務委託する。	H 22.4.19	可	管財課
4	国勢調査電話対応業務委託	(株)パソナ(競争入札)	国勢調査の円滑な実施のために、国勢調査に関する問い合わせ専用のコールセンターを開設し、電話対応業務を業務委託する。	H 22.7.20	可	総務課

5	自動電話催告システムの 新規導入及び保守点検委 託	(株)日通商事(競争 入札)	市税等の滞納者に対する催告業務の一層の強化を図るため 自動架電による一斉催告を可能とするシステム(自動音声ガイ ダンスによる)を導入する。このシステムの保守点検業務を委 託する。	H 22.10.7	可	納税課
6	東村山市営住宅管理シス テム導入作業及びソフトサ ポート委託	(株)ジーシーシー (競争入札)	市営住宅管理システム(入居者情報管理、納付書作成、家 賃収納記録等を行うもの)を導入する。導入に伴い、現在 の入居者情報をシステムへ移行する作業及び同システムの保 守管理を委託する。	H 22.10.7	可	管財課
7	乳幼児発達健康診査業務 委託	・社会福祉法人鶴風 会 東京小児療育 病院 ・個人医師(諮問時 点で国立精神・医 療研究センター病 院勤務) ・社会福祉法人いず み 東村山市あゆ みの家 (すべて特命随契)	乳幼児発達健診は、一般健診の結果、運動発達遅滞、精神発 達遅滞等が疑われる乳幼児に対して、小児神経専門医等によ る健診を行い、障害の早期発見、早期治療を図り必要な指導 を行うもので、当市では現在専門医と理学療法士で事業を行 っている。 当該事業について従来は個人への謝礼である報償費による 支払い形式で行ってきたが、法人又は個人との委託契約方式 に切り替える。	H 23.2.16	可	子育て 支援課
8	市営住宅使用料等の口座 引落磁気テープ作成等業 務委託	(株)AGS(特命随契)	市営住宅使用料の口座引落希望者について、市と引き落とし 先各金融機関との間で行う「引落依頼データの送付、引落結 果データの受け取り、各金融機関の結果データのとりまとめ	H 23.2.16	可	管財課

			等」をAGS株式会社に委託する。			
9	東村山市税コンビニエンス・ストア収納代行業務委託	・(株)りそな決済サービス ・(株)AGS (すべて特命随契)	納税義務者の利便性の向上のため 23 年度からコンビニエンス・ストアで軽自動車税を納付できるようにする予定である。そのため、(株)りそな決済サービスに収納代行業務を委託するとともに、以前から(株)AGS に委託していた「市税収納事務電算処理業務」に、コンビニエンス・ストアで支払われた軽自動車税の収納事務電算処理業務を追加する。	H 23.2.16	可	納税課
10	健康相談等業務委託	・(社)東村山市医師会 ・(社)東村山市歯科医師会 ・管理栄養士、運動指導員、看護師、医師等の個人 (すべて特命随契)	市民向けの健康相談や健康づくりに関する講座開催等の事業(特定保健指導事業、市民健康のつどい事業、健康教育事業、健康相談事業、地域健康づくり推進事業)を、従来の報償費による謝礼の支払いから医師会、歯科医師会、個人等との委託契約に切り替える。	H23.2.23	可	健康課
11	子宮頸がん予防ワクチン等接種業務委託	(社)東村山市医師会 (特命随契)	平成 23 年度から国の「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」に基づき行われる子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を医師会に委託する。	H23.2.23	可	子育て支援課

12	福利厚生保険業務委託	日本コンベンションサービス(株)(競争入札)	行財政改革の進展に伴い、職員課福利厚生系の職員数が減となることから、福利厚生業務のうち保険業務を民間に委託する。	H23.2.23	可	職員課
----	------------	------------------------	----------------------------------------------------------	----------	---	-----

4 個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

請求件数と決定内容の内訳													
月	請求者数 (月間同一人判定)	請求数 (注1)	請求件数 (注2)	開示	部分開示	非開示 (注3)	個人情報の 不存在	存否応答 拒否	訂正・消去・ 中止の承諾	訂正・消去・ 中止の拒否	検討中	取下げ	その他
4月	1	1	1				1						
5月	3	3	3	1	1		1						
6月	2	2	2	1			1						
7月	1	1	1		1								
8月													
9月	4	4	6	1	1		4						
10月	1	1	1	1									
11月	1	1	1	1									
12月	1	1	1	1									
1月	4	4	4	2	1		1						
2月	1	1	1	1									
3月	5	5	5	2	2		1						
合計	24	24	26	11	6	0	9	0	0	0	0	0	0
比率(%)	-	-		42.3%	23.1%	0.0%	34.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注1) ()内は、訂正・消去・中止請求件数の内書き。

(注2) 請求書1枚で複数の課に対して個人情報開示等の請求ができるため、請求数と異なる場合があります。

(注3) 請求のあった個人情報は存在するが、条例第11条の2各号に該当し非開示としたもの。

5 個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
議会	議会議務局			
市長	会計課			
	秘書課			
	経営政策部	企画政策課		
		行政経営課		
		広報広聴課		
		政策法務課		
		財政課		
	総務部	総務課		
		人事課		
		職員課		
		管財課		
		契約課		
	市民部	情報システム課		
		市民課	12	46.3%
		市民協働課		
		生活文化課	1	3.8%
		課税課	2	7.7%
		納税課	1	3.8%
		産業振興課		
		防災安全課		
	健康福祉部	地域福祉推進課		
		生活福祉課	2	7.7%
		高齢介護課	1	3.8%
		障害支援課	2	7.7%
		健康課		
		保険年金課	1	3.8%
	子ども家庭部	子ども総務課		
子育て支援課				
子ども育成課		1	3.8%	
児童課				
	子育てエリア担当			

実施機関	所管名	件数	比率(%)			
市長	資源循環部	ごみ減量推進課				
		計画担当				
		施設課				
	都市環境部	都市計画課				
		用地・事業課				
		みどりと環境課				
		道路課				
		道路補修課				
		下水道課				
		まちづくり推進課				
		交通課				
		教育委員会	教育部	庶務課		
				学務課	3	11.6%
指導室						
(学校)	小学校					
	中学校					
社会教育課						
市民スポーツ課						
国体準備室						
図書館						
公民館						
ふるさと歴史館						
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局					
農業委員会	農業委員会事務局					
監査委員	監査委員事務局					
固定資産評価審査委員会						
合 計		26	100.0%			

6 個人情報の開示・訂正等請求の状況

No	所管課	請求月日	請求内容	決定月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	備考
1	市民課	H22.4.6	請求者本人の住民票の写し、戸籍証明書の発行記録(H22.2.1～3.31の期間。請求者本人が取得したものは除く)	H22.4.20	非開示(個人情報の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に住民票、戸籍に関する証明書の交付なし)	5/14まで期間延長
2	生活文化課	H22.5.10	請求者本人の相談記録(2008、2009年度のもの)	H22.5.11	開示	写しの交付	相談記録カード(H20.10.1付、H21.9.14付)		
3	生活福祉課	H22.5.14	請求者の妻の診療報酬明細書(レセプト)市に保管してある分すべて	H22.6.28	部分開示	写しの交付	請求者の妻の診療報酬明細書(レセプト)市に保管してある分すべて	「レセプトに書かれた医師の氏名」は医師本人の個人情報であり、開示に同意が得られなかったため、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示 「科の傷病名」は特に人に知られたくない個人情報と考えられ、遺族であっても非開示とするのが適当なため、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示	遺族による請求 6/30まで期間延長
4	市民課	H22.5.26	請求者本人の印鑑登録証明書の発行記録(H22.5.21～5.26の期間)	H22.5.27	非開示(個人情報の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	

5	市民課	H22.6.9	請求者の子の印鑑登録証明書の発行記録(H22.3.8～6.8の期間)	H22.6.24	非開示 (個人情報 の不在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	任意代理人による請求 (子は成人しており、委任状により親を代理人としたもの)
6	障害支援課	H22.6.21	請求者の子の障害程度区分一時判定に使われた資料	H22.6.23	開示	写しの交付	平成21年度No.2104起案書「介護給付費・訓練等給付費・施設訓練等支援費支給及び利用者負担額減額等の決定」のうち、請求者の子の認定調査票		法定代理人による請求

7	市民課	H22.7.20	請求者本人の戸籍証明書の発行記録 (H21.12.1～H22.7.20の期間。請求者本人が取得したものは除く)	H22.7.27	部分開示	写しの交付	ア、戸籍に関する証明書等の申請書(H22.4.27付) イ、戸籍謄本等職務上請求書(H22.6.28付)	アについて 「請求の理由、請求者の住所・氏名・印影・生年月日・電話番号、筆頭者と請求者の関係、窓口に来た人の住所・氏名・印影・生年月日・電話番号、請求者との関係」は、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し、請求をした特定個人とその目的が識別されるため非開示 戸籍法(第10条第1項・第10条の2第4項)に基づき、本人以外にも戸籍に関する証明書の交付請求権は認められている。 イについて 「事件の種類、代理手続きの種類及び戸籍の記載事項の利用目的」は、開示することにより弁護士の上支障が生ずるおそれがあり、「請求者の職印」は、開示することにより偽造のおそれがあるため、条例第11条の2第3号「法人情報」に該当し非開示	
---	-----	----------	------------------------------------------------------------	----------	------	-------	---------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

8	市民課	H22.9.16	請求者本人の戸籍証明書、 納税証明書、課税証明書の 発行記録 (H20.3月～4月の期間)	H22.9.21	非開示 (個人情報 の不在)			文書保存年限(1年)経過 により戸籍に関する証明 書の申請書が廃棄済みの ため	
	納税課			H22.9.27	非開示 (個人情報 の不在)			該当記録が存在しないた め (請求期間内に納税証明 書の交付なし)	
	課税課			H22.9.28	非開示 (個人情報 の不在)			平成20年3月分について 文書保存年限(2年)経過 により課税証明書の申請 書が廃棄済みのため 平成20年4月分について 該当記録が存在しないた め (請求期間内に課税証明 書の交付なし)	
9	市民課	H22.9.21	請求者本人の印鑑登録年月 日と抹消年月日	H22.9.22	開示	写しの交 付	請求者本人の印鑑登録年月日 及び除印年月日		
10	市民課	H22.9.22	請求者本人の住民票の写し 等の交付申請書 (H21.7月～12月の期間)	H22.10.15	非開示 (個人情報 の不在)			該当記録が存在しないた め(請求期間内に住民票 の写しの交付なし)	10/29まで期 間延長 部分開示 1件で計上
			請求者本人の戸籍に関する 証明書等の申請書 (H21.7月～12月の期間)		部分開示	写しの交 付	戸籍に関する証明書等の申請書	「窓口に来た人の印影」は 条例第11条の2第2号「開 示請求者以外の個人情 報」に該当し、開示すると 印影の偽造・不正使用な どのおそれがあるため非 開示	

11	学務課	H22.9.29	請求者本人の子の支援員による引き継ぎノート 2009年度の分全て	H22.10.12	部分開示	写しの交付	請求者の子の支援員による引き継ぎノート2009年度分すべて	「クラスメートの氏名など公務員以外の氏名、他の子どもの支援をした日の記録部分」は、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示 「支援に関する支援員個人の感想、勤務条件等に関する学校、市等への要望などが記載された部分」は、条例第11条の2第6号「行政運営情報」ウに該当し、開示すると関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあるため非開示	法定代理人による請求 H22.12.9に請求者より不服申立てがなされた。
12	障害支援課	H22.10.12	請求者の母の更生指導台帳	H22.10.15	開示	閲覧	請求者の母の身体障害者(児)更生指導台帳		任意代理人による請求
13	市民課	H22.11.15	請求者本人の住民票の写し等の交付申請書 (H21.5.1～H22.11.15までの期間)	H22.11.26	開示	写しの交付	住民票の写し等の交付申請書 (H22.11.8付)		12/14まで期間延長。 11/19請求者より連絡があり、11/8のみ調査すればよいとのことで、調査期間を変更。

14	課税課	H22.12.20	請求者本人の課税証明書の 交付申請書 (H22.10.1～H22.12.20ま での期間)	H22.12.24	開示	写しの交 付	所得証明書の交付記録 (H22.10.1～H22.12.20ま での期 間)		
15	学務課	H23.1.5	請求者の子の就学に係る書 類一切(就学相談、就学指 導、就学支援委員会関係 等、その他集めた情報)	H23.1.18	開示	写しの交 付	請求者の子の 就学支援ファイル、就学相談票、 保護者面接資料、医師診察記録		法定代理人 による請求
16	市民課	H23.1.12	請求者本人の印鑑登録証明 書の発行記録(H19.2.1～ 22.12.31の期間)	H23.1.20	部分開示	写しの交 付	印鑑登録申請書交付申請書	H19.2.1～H19.3.31の交 付申請書は、文書保存年 限(3年)経過により申請書 が廃棄済みのため	
17	子ども育 成課	H23.1.19	請求者の子の保育園入所の 申込み書類	H23.1.20	開示	写しの交 付	請求者の子の保育園入所の申 込み書類		法定代理人 による請求
18	市民課	H23.1.20	請求者本人の印鑑登録証明 書の発行記録(H23.1.13～ H23.1.20)	H23.1.26	非開示 (個人情 報の不存 在)			該当記録が存在しないた め(請求期間内に印鑑登 録証明書の交付なし)	
19	生活福祉 課	H23.2.24	請求者本人のH19年前後の 夫との離婚(DV)等の相談 (内容、日にち等)なるべく詳 しく	H23.2.28	開示	写しの交 付	請求者本人の相談カード (H19.5.11日付)		

学務課	H23.3.10	<p>1、教育委員会会議録(報告事項を含む)の中で請求者の子に関する部分</p> <p>2、それ以外の小学校入学後の請求者の子に関する全ての書類</p>	H23.4.7	部分開示	写しの交付	<p>ア、平成23年度第1回東村山市教育委員会定例会(H23.1.6開催)のうち、議案第3号「個人情報部分開示決定に対する不服申立てに伴う東村山市情報公開・個人情報保護不服審査会への諮問」の会議録</p> <p>イ、平成23年度第1回東村山市教育委員会臨時会(H23.2.10開催)のうち、議案第9号「東村山市立小学校児童の学校生活に係る問題の解決に向けた話し合いに関する代理人(弁護士)の選任及び委任」の会議録</p> <p>ウ、平成21年度学校日誌(東村山市立 小学校)のうち請求者の子に係る記載がある部分(4/3、6/12、8/14)</p> <p>エ、平成21年度学校保健日誌(東村山市立 小学校)のうち請求者の子に係る記載がある部分(4/20、5/12、5/13、6/15)</p> <p>オ、平成21年度職員会議録(東村山市立 小学校)のうち、請求者の子に係る記載がある部分(4/3)</p> <p>カ、平成22年度学校日誌(東村山市立 小学校)のうち、請求者の子に係る記載がある部分(6/17、12/27、1/5)</p> <p>キ、平成22年度学校保健日誌(東村山市立 小学校)のうち請求者の子に係る記載がある部分(5/13、6/2)</p>	<p>ウ、エ、キ、ク、ケ、テ、ネ、フ、ヘ、ホについて「他の児童名、他の児童の欠席状況等、支援員の住所・生年月日、市長へのEメール・FAX送信者の氏名・郵便番号・住所・メールアドレス・電話番号などは、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示</p> <p>テについて「支援に関する支援員個人の感想、勤務条件等に関する学校、市等への要望などが記載された部分」は、開示すると関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第11条の2第6号「行政運営情報」ウに該当し非開示</p> <p>ハについて「弁護士の職印」は、開示することにより偽造のおそれがあるため、「口座情報」は開示することにより法人の事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第11条の2第3号「法人情報」に該当し非開示</p>	<p>法定代理人による請求</p> <p>4/7まで期間延長</p>
-----	----------	------------------------------------------------------------------------------	---------	------	-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

- ク、児童出席簿平成22年度(東村山市立 小学校第 学年組)
- ケ、児童出席簿平成21年度(東村山市立 小学校第 学年組)
- コ、東村山市公立小学校児童指導要録(さんに係るもの)
- サ、平成21年度No.107起案書「市立小学校在籍児童に関する地域療育等支援事業について(依頼)」
- シ、平成21年度No.242報告書「東京小児療育病院による地域支援事業(報告)」
- ス、平成21年度No.351報告書「市内小学校在籍児童に関する、てんかん発作時においての坐薬使用について」
- セ、平成21年8月25日発送「要望書」(書留内容証明郵便)
- ソ、平成21年度学務課收受文書第348号「 さんの学校生活に関する要望について」
- タ、平成21年度学務課收受文書第349号「要望書」
- チ、平成22年度学務課收受文書第33号「 さんの学校生活に関する東村山市教委、小学校の対応への抗議及び要請」
- ツ、平成22年度No.258起案書「要望事項に対する回答について」

テ、平成22年度No.612起案書
「個人情報部分開示決定に
対する不服申立てに伴う
東村山市情報公開・個人情
報保護不服審査会への諮問
の教育委員会への議案上程」

ト、平成22年度No.641起案書
「東村山市情報公開・個人情
報保護不服審査会への諮問
書の提出」

ナ、平成22年度No.644起案書
「個人情報保護に関する審査
会諮問通知書の送付」

ニ、平成22年度No.634起案書
「要望書に対する回答につい
て」

ヌ、平成22年度No.662起案書
「不服審査に係る公文書
の提示」

ネ、平成22年度No.701起案書
「不服審査に係る公文書
の提示」

ノ、平成22年度No.727起案書
「東村山市立小学校児童の学
校生活に係る問題の解決に向
けた話し合いに関する代理人
(弁護士)の選任及び委任の
教育委員会への議案上程」

ハ、平成22年度No.751起案書
「東村山市教育委員会委任
事項に関わる委託契約につ
いて」

ヒ、平成22年度No.803起案書
「東村山市情報公開・個人情
報保護不服審査会への再意
見書の提出」

						<p>フ、「市長へのEメール」平成22年度受付番号第243号受付簿及び回答決裁</p> <p>へ、「市長へのEメール」平成22年度受付番号第245号受付簿及び回答決裁</p> <p>ホ、「市長へのFAX」平成22年度受付番号第13号受付簿及び回答決裁</p>			
21	市民課	H23.3.11	請求者本人の住民票の写しの交付申請書 (H22.10月～12月の期間)	H23.3.25	非開示 (個人情報 の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に住民票の写しの交付なし)	
22	保険年金課	H23.3.14	請求者の父の老人保健医療レセプト(H19.9月～H20.3月の期間)	H23.3.25	開示	写しの交付	請求者の父の平成19年9月診療分から平成20年3月の老人保健医療診療報酬明細書		任意代理人による請求

23	市民課	H23.3.22	平成23年2月10日の本人の戸籍全部事項証明書の交付記録	H23.3.28	部分開示	写しの交付	ア、戸籍謄本等職務上請求書（H23.2.9付） イ、戸籍の証明書の郵送請求処理簿	アについて 「事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的」は、開示することにより戸籍謄本等を請求した弁護士の業務上支障が生じるおそれがあり、「請求者の職印」は開示することにより偽造のおそれがあるため、条例第11条の2第3号「法人情報」に該当し非開示 イについて 「当該開示請求以外の2月にあった郵送請求の事件本人名及び郵送請求者名」は、特定個人を識別できる情報のため、条例第11条の2第2号「開示請求者以外の個人情報」に該当し非開示	
24	高齢介護課	H23.3.28	請求者の母の平成23年2月16日に老人保健施設で発生した事件に関する事故報告書	H23.3.29	開示	写しの交付	介護老人保健施設における事故報告		任意代理人による請求

7 個人情報不服申立て一覧

諮問番号 <small>(閲覧・中止等 請求の年度 - 通 し番号)</small>	不 服 の 内 容	実施機関	不服申立て 年 月 日	諮問年月日	答申年月日	答 申 内 容	不服申立てに対する決定	
		原 処 分	年 月 日	年 月 日	年 月 日		決 定 ・ 裁 決 年 月 日	決 定 ・ 裁 決 内 容
平成22年度 第1号	平成22年10月12日付22東教教学収第251条の2で教育委員会が行った個人情報部分開示決定処分のうち、の「関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められる情報」について、非公開決定の取り消しと当該部分の開示を求める。	東村山市教育委員会 部分開示	H22.12.9	H23.1.6		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">現在諮問中</h1> </div>		

個人情報保護運営審議会の状況

個人情報保護制度は、市民と市との間における個人情報の取扱いについてルール化し、市民の基本的な人権を守っていくことを目的としています。そこで、この制度を公正かつ適正に運用し、より発展させていくために、市長の附属機関である「個人情報保護運営審議会」を設置しています。審議会の委員は、市民及び学識経験者の7人で構成されています。

平成23年2月15日の任期満了を受け、3名の委員が退任されたため、今回初めて委員1名の公募を行いました。平成22年12月15日号の市報に委員募集の記事を掲載し、併せて市のホームページと情報コーナーでも募集のお知らせをしました。

窓口・郵送・FAX・電子申請で応募できるようにしたところ、電子申請12名、窓口・郵送・FAX6名の合計18名の市民の方に応募していただきました。

平成23年1月14日に公開による抽選を実施し、羽生田孝雄氏(職業:行政書士)が選任されました。結果については平成23年3月1日の市報と市のホームページでお知らせしています。

1 個人情報保護運営審議会委員

No.	区分	氏名	職業等	備考	
1	学識 経験者	うす い まさ こ 臼井雅子	大学講師	H19.2.16就任	
2	市民	かわ しま いわ じ 川島岩治	税理士	H1.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任	会長職務代理
3	学識 経験者	き むら しげ みつ 木村茂光	大学教授	H15.2.16就任	会長
4	市民	しま だ せつ お 嶋田節男	元会社員 ボランティア	H21.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任	
5	市民	ちぢいわ ひろ こ 千々岩浩子	団体職員	H1.2.16就任	
6	市民	つち だ し ろう 土田士朗	税理士、社 会教育委員	H21.2.16就任	
7	市民	ほそ がや きみ よ 細萱君代		H1.2.16就任	

(敬称略・五十音順)

(任期:平成21年2月16日～平成23年2月15日)

No.	区分	氏名	職業等	備考	
1	学識 経験者	うす い まさ こ 臼井雅子	大学講師	H19.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任	
2	学識 経験者	き むら しげ みつ 木村茂光	大学教授	H15.2.16就任	会長
3	市民	しま だ せつ お 嶋田節男	元会社員 ボランティア	H21.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任	会長職務代理

4	学識 経験者	たむら はつ え 田村初恵	団体役員	H23.2.16就任	
5	市 民	つち だ し ろう 土田士朗	税理士、社 会教育委員	H21.2.16就任	
6	市 民	はにゅうだ たか お 羽生田孝雄	行政書士	H23.2.16就任。公募委員	
7	市 民	みとべ みず え 水戸部瑞江	民生委員、 児童委員	H23.2.16就任	

(敬称略・五十音順)

(任期:平成23年2月16日～平成25年2月15日)

2 審議会の開催内容

開催日	審 議 内 容	
第 1 回 H22.4.19	諮問第 1 号	期日前投票受付業務委託 (選挙管理委員会事務局)
	諮問第 2 号	介護保険事業者に対する実地指導事務の一部委託 (高齢介護課)
	諮問第 3 号	公有財産台帳整備業務委託 (管財課)
第 2 回 H22.7.20	諮問第 4 号	国勢調査電話対応業務委託 (総務課)
第 3 回 H22.10.7	諮問第 5 号	自動電話催告システムの新規導入及び保守点検委託 (納税課)
	諮問第 6 号	東村山市営住宅管理システム導入作業及びソフトサポート委託 (管財課)
第 4 回 H23.2.16	諮問第 7 号	乳幼児発達健康診査業務委託 (子育て支援課)
	諮問第 8 号	診療報酬等のオンライン請求システム導入に伴うオンライン 結合による外部提供 (生活福祉課)
	諮問第 9 号	市営住宅使用料等の口座引落磁気テープ作成等業務委託 (管財課)
	諮問第 10 号	東村山市税コンビニエンス・ストア収納代行業務委託 (納税課)
第 5 回 H23.2.23	諮問第 11 号	健康相談等業務委託 (健康課)
	諮問第 12 号	子宮頸がん予防ワクチン等接種業務委託 (子育て支援課)
	諮問第 13 号	福利厚生保険業務委託 (職員課)

	諮問第8号	診療報酬等のオンライン請求システム導入に伴うオンライン結合による外部提供(再諮問) (生活福祉課)
--	-------	------------------------------------------------------

3 審議会規則の改正

平成23年3月11日の東日本大震災の発生を受けて、東村山市個人情報保護運営審議会規則(昭和63年東村山市規則第41号)の一部改正を行いました。

大地震、ライフラインの途絶などが発生すると、市の職員だけでは人員的に対応できないことがあります。そのような時に緊急に個人情報を取り扱う業務を外部委託する必要性が生じて、東村山市個人情報保護に関する条例第22条により個人情報保護運営審議会へ諮問し、可の答申を受けなければ市は委託契約を結ぶことはできません。しかしそのような状況下で過半数の委員の出席を得て、迅速に会議を開催することは非常に難しいと予想されます。そのため、第3条第4項を追加し、緊急時には会長が他の委員の委任に基づき会議の議事を決することができるものとししました。

追加した条文は以下の通りです。

第3条第4項 前3項の規定にかかわらず、天災、事故その他の緊急を要する事由により、運営審議会を開くことが困難と会長が認めるときは、会長は、連絡が可能な他の委員全員の委任に基づき、会議の議事を決することができる。この場合において、実施機関は、次回の運営審議会において、当該委託の内容・条件等について報告しなければならない。

- ・改正規則公布日 平成23年4月11日
- ・改正規則施行日 平成23年4月11日

情報公開・個人情報保護不服審査会

情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

市民による情報公開又は個人情報開示等の請求を、実施機関が非公開、部分公開又は存否応答拒否決定したことに対して、請求者から「不服申立て」がなされたとき、実施機関は原則としてその決定をする前に不服審査会に諮問して答申を得なければなりません。不服審査会は第三者的に適法性を審査する機関です。

現在、弁護士2名・大学教授1名で構成されており、東村山市長から直接委嘱されています。

1 情報公開・個人情報保護不服審査会委員

No	区分	氏名	職業等
1	会長	きのした けんじ 木下 健治	弁護士
2	委員	つじ よういち 辻 洋一	弁護士
3	委員	こ やま ひろかず 小山 廣和	大学教授

(定数3/任期2年：再任を妨げない。)

2 審査会の内容

回	開催日	内容
1	H23.1.24	・平成22年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況等について ・22 東不審諮問第1号(市立学校支援員の連絡ノート「生活の様子」に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て)の審査

3 不服審査会への諮問の状況

種別	異議申立て件数	諮問件数
情報公開請求	0	0
個人情報開示等請求	1	1

「不服申立て」には、上級行政庁に不服を申し立てる「審査請求」と、上級行政庁がない場合に処分を行った当該行政庁に不服を申し立てる「異議申立て」とがあります。情報公開・個人情報開示等請求に対する実施機関の処分について不服申立てする場合は、異議申立てとなります。

4 答申の状況

22年度中に出された答申は0件です。